

# 建築確認・検査制度について

H19.11.2修正

## 1 建築確認・検査制度とは

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としています。  
この目的の達成を図るためにはまず建築物が敷地、構造、設備及び用途に関する基準に適合していることが大切です。

建築確認申請制度は、これらの基準に適合しているかどうかを建築する前に図面で審査を行う制度です。なお、建築確認を受けないと工事ができません。

また、確認申請時の設計図書のとおり施工がされているかを検査する制度（中間検査・完了検査）があります。

ルールを守ってよりよいまちづくりを推進しましょう。

## 2 建築確認申請が必要な建築物の種類

建築物の種類	建築物の種類など 建築物の用途など	規模など	工事等の種類	適用除外	該当市町村
特殊建築物(A)	① 劇場、映画館、集会場など ② 病院、診療所、ホテル、共同住宅など ③ 学校、体育館など ④ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレーなど ⑤ 倉庫など ⑥ 自動車庫など	・床面積>100m <sup>2</sup>	・新築 ・改築 ・増築 ・移転 ・大規模修繕 ・大規模模様替 ・用途変更	防火・準防火地域以外の増改築・移転で10m <sup>2</sup> 以内のものは申請不要	神崎市 (全域) 吉野ヶ里町 (全域)
大規模建築物(B)	木造建築物 木造以外の建築物	・階数≥3 ・延べ面積>500m <sup>2</sup> ・高さ>13m ・軒高>9m ・階数≥2 ・延べ面積>200m <sup>2</sup>	・新築 ・改築 ・増築 ・移転 ・大規模修繕 ・大規模模様替		
上記以外の建築物	特殊建築物(A)及び大規模建築物(B)以外の建築物		・新築 ・改築 ・増築 ・移転		神崎市※1 吉野ヶ里町 ※2
工作物	① 煙突 高さ>6m ② 木柱・鉄柱など 高さ>15m ③ 広告塔など 高さ>4m ④ 高架水槽・サイロなど 高さ>8m ⑤ 擁壁 高さ≥2m		・築造		神崎市 (全域) 吉野ヶ里町 (全域)
昇降機	エレベーター、エスカレーター				

注) ※1 旧神崎町内に限る。 ※2 旧三田川町の全域及び旧東脊振村の一部に限る。

## 3 中間検査

次のような中間検査対象建築物は、特定工程における中間検査が必要です。なお、施工を継続するには中間検査に合格する必要があります。

### ① 中間検査対象建築物

用途	階数	備考
一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋	3階建て以上	
特殊建築物(法別表(一)から(四)まで)	3階建て以上	
共同住宅	2階建て以上	型式認定又は法6条4号建築物で建築士の設計によるものを除く。

### ② 特定工程

構造	特定工程
木造	柱、梁及び筋かいの建方工事(枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事)
鉄骨造	1階の鉄骨の建て方工事
鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床の配筋工事(P C構造の場合は床版の取付工事)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨の建て方工事
上記に掲げる構造以外のもの	基礎の配筋工事

## 4 完了検査

確認を受けて工事をした建築物及び工作物・昇降機はすべて工事が完了したときに完了検査を受ける必要があります。

また、特殊建築物や大規模建築物を新築する場合やこれらの建築物の増築などで一定の工事を含むものについては検査に合格しないと建築物の使用が制限されます。

佐賀県神埼土木事務所管理課

TEL 0952-52-3187

FAX 0952-52-8103

mail kanzakidoboku@pref.saga.lg.jp